

宍粟市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月15日

宍粟市選挙管理委員会

委員長 秋 武 賢 是

宍粟市選挙管理委員会告示第3号

宍粟市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

宍粟市選挙管理委員会規程（平成17年宍粟市選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の左欄に掲げる規定を同表の右欄に掲げる規定に改める。

改 正 前	改 正 後
<p>(事務局の設置)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 事務局に次の職員を置き、<u>委員長がこれを任命する。</u></p> <p>(1) <u>書記長</u></p> <p>(2) <u>書記次長</u></p> <p>(3) <u>書記</u></p> <p>[3・4 略]</p> <p>(公印)</p> <p>第22条 <u>公印は、宍粟市選挙管理委員会公印規程（平成17年宍粟市選挙管理委員会訓令第1号）で別に定める。</u></p> <p>[追加]</p> <p>[追加]</p>	<p>(事務局の設置)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 事務局に次の職員を置き、<u>それぞれに定める者をもって充てる。</u></p> <p>(1) <u>書記長 総務部長の職にある者</u></p> <p>(2) <u>書記次長 総務部次長の職にある者のうち委員長の指定する者、総務部総務課長の職にある者及び市民局まちづくり推進課長の職にある者</u></p> <p>(3) <u>書記 総務部総務課行政系の職員及び市民局まちづくり推進課まちづくり防災係長の職にある者</u></p> <p>[3・4 略]</p> <p>(公印)</p> <p>第22条 <u>公印の名称、寸法、書体、使用区分及び個数は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>2 <u>公印は、書記長が保管しなければならない。</u></p> <p><u>(電子公印)</u></p> <p>第23条 <u>電子公印（書記長が指定する電子計算機に記録されている記号をいい、</u></p>

改 正 前	改 正 後
	<p>公印の押印に代わるものをいう。次項において同じ。)の名称、書体及び使用区分は、別表第2のとおりとする。</p> <p><u>2 電子公印は、書記長が電子公印台帳により管理しなければならない。</u></p>
<p>備考 この表において、下線を付した部分は改正箇所を示し、[ ] の記載は注記である。</p>	

附則の次に別表として別紙の2表を加える。

附 則

この告示は、令和6年5月1日から施行する。

別表第1（第22条関係）

名称	寸法（ミリメートル）	書体	使用区分	個数
宍粟市選挙管理委員会之印	方24	れい書	委員会名をもって処理する 特に重要な文書	1
宍粟市選挙管理委員会委員長之印	方21	れい書	委員長名をもって処理する 特に重要な文書	1

別表第2（第23条関係）

名称	書体	使用区分
宍粟市選挙管理委員会委員長之印	れい書	委員長名をもって処理する重要な文書